

# 碑石等設置届

年 月 日

(あて先) 寝屋川市長

住所 \_\_\_\_\_

墓地使用者

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

墓地に次のとおり碑石等の建立及び彫刻を行うことについて、届け出ます。  
 なお、碑石等の建立に当たっては、寝屋川市公園墓地条例施行規則第 22 条に規定する基準を遵守します。

使用区画	第 区 番 号	面 積	m <sup>2</sup>
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
設 備 概 要	碑石等の高さ	m	植樹の高さ
	卷石及び盛土の高さ	m	背後境界線との間隔
	囲障の高さ	m	そ の 他
工事施工業者	住 所		
	名 称		
碑石の彫刻	表文字	<input type="checkbox"/> ( ) 家之墓 <input type="checkbox"/> 先祖代々之墓 <input type="checkbox"/> 御名号・御題目 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	裏文字	<input type="checkbox"/> ( ) 建立 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
添付書類	平面図 、 断面図		

碑石等の建立及び彫刻を行う場合には、あらかじめ、公園墓地管理事務所において、基準への適合等につき確認を受けてください。

## 寝屋川市公園墓地条例施行規則

(巻石及び碑石等の基準)

第22条 巻石の工事並びに碑石等の建立及び彫刻は、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合において、高さは路面を起点とする。

- (1) 碑石及びこれに類するものの高さは、2メートル以内とすること。
- (2) 巻石及び盛土の高さは0.3メートル以内、囲障の高さは0.8メートル以内とし、石材、ブロック又はコンクリートをもって築造すること。
- (3) 植栽は、樹種を選び、常に高さが0.8メートル以内となるよう整形すること。
- (4) 碑石の最下段の台石背部と背後境界線との間隔を0.2メートル以上空けること。
- (5) 碑石の正面を参拝道路に向けること。